

彩の国ロードサポート用具貸与要領新旧対照表

新	旧
<p>1 目的</p> <p>この要領は、彩の国ロードサポート制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条（4）に基づき、県土整備事務所（以下「県」という。）がボランティア団体（以下「団体」という。）に対し、活動を支援するための清掃美化用具の貸与等に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 基本的な考え方</p> <p>（1）団体が活動に必要とする清掃美化用具等は、原則的には団体が用意するものとし、県は<u>予算の範囲内で必要に応じた一定の物品（飲食物は含まない）を支給・貸与することにより</u>、活動を支援するものとする。</p> <p>（2）貸与等の基準は活動延長、活動回数に関わらず、団体の構成員の人数によって決定するものとする。</p> <p>3 貸与の方法</p> <p>県は、団体に対して次のとおり清掃美化用具等の貸与等は無償で行うものとする。</p> <p>（1）県は団体に対し、毎年軍手を人数分支給すると共に、活動の初年度及び次年度の2回に分けて、以下の表にある物品について貸与することができる。</p> <p>なお、貸与等に際しては、団体の代表者（代理可）の立ち合いのもとにその場で数量等を確認すること。</p> <p><u>貸与等の数量は、原則として以下の表の数量を上限とする。</u></p>	<p>1 目的</p> <p>この要領は、彩の国ロードサポート制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条（4）に基づき、県土整備事務所（以下「県」という。）がボランティア団体（以下「団体」という。）に対し、活動を支援するための清掃美化用具の貸与等に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 基本的な考え方</p> <p>（1）団体が活動に必要とする清掃美化用具等は、原則的には団体が用意するものとし、県は必要に応じた一定の物品の支給・貸与により、活動を支援するものとする。</p> <p>（2）貸与等の基準は活動延長、活動回数に関わらず、団体の構成員の人数によって決定するものとする。</p> <p>3 貸与の方法</p> <p>県は、団体に対して次のとおり清掃美化用具等の貸与等は無償で行うものとする。</p> <p>（1）県は団体に対し、毎年軍手を人数分支給すると共に、活動の初年度及び次年度の2回に分けて、以下の表にある物品について貸与することができる。</p> <p>なお、貸与等に際しては、団体の代表者（代理可）の立ち合いのもとにその場で数量等を確認すること。</p> <p>2回の貸与の合計数量は、以下の表の数量を上限とする。</p>

彩の国ロードサポート用具貸与要領新旧対照表

新				旧			
【清掃活動・美化活動共通】				【清掃活動】			
品 目	数量の基準	扱い	備 考	品 目	数量の基準	扱い	数量（2年度分合計）
軍 手	1人につき1組	支給	全員に支給	軍 手	1人につき1組	支給	全員に支給
帽 子	1人につき1着	支給	全員に支給	ゴミばさみ	3人につき1本	貸与	1団体あたり上限30本
ベスト	1人につき1着	支給	全員に支給	竹ぼうき又はほうき（小）	5人につき1本	貸与	1団体あたり上限20本 （組み合わせ自由）
ジャンパー	1人につき1着	支給	全員に支給	ちりとり	10人につき1個	貸与	1団体あたり上限10個
ごみ袋	1人につき1枚	支給					
【清掃活動】				【美化活動】			
品 目	数量の基準	扱い	備 考	品 目	数量の基準	扱い	備 考
ゴミばさみ	3人につき1本	貸与	1団体あたり上限30本	園芸用スコップ	3人につき1本	貸与	1団体あたり上限30本
竹ぼうき 又はほうき	5人につき1本	貸与	1団体あたり上限20本 （組み合わせ自由）	じょうろ	5人につき1個	貸与	1団体あたり上限20個
ちりとり	10人につき1個	貸与	1団体あたり上限10本	バケツ	5人につき1個	貸与	1団体あたり上限20個
草刈り鎌	10人につき1本	貸与	1団体あたり上限10本	花苗、球根、 花の種	現場状況に応じ	支給	
注） 花の種類については、交通安全対策上、背丈の低い草本類が望ましい。植える箇所、枯れた後の始末などについて事前に団体と調整するものとする。				注） 花の種類については、交通安全対策上、背丈の低い草本類が望ましい。植える箇所、枯れた後の始末などについて事前に団体と調整するものとする。			

彩の国ロードサポート用具貸与要領新旧対照表

新	旧
<p>(2) 県は、特に必要と認める場合にあつては、(1)に定めのない品目の清掃用具等についても貸与等ができるものとする。</p> <p>(3) 県は、この基準に基づき清掃美化用具の貸与等を受けた団体が再度清掃美化用具の貸与等を願い出た場合は、その理由が活動の実施による清掃美化用具の消耗その他の事由により、再度の貸与等が妥当と判断できる場合に限り、追加貸与等ができるものとする。</p> <p>(4) 花苗の支給にあたっては、活動場所ごとに効果等を勘案の上、花の種類、支給の時期・回数、及び株数を定めるものとする。</p> <p>4 貸与等の時期</p> <p>用具等の貸与は、前記3-(3)による追加貸与を行う場合を除き、原則として1年度につき1回とし、認定手続き後、又は認定の更新手続き後に行うものとする。</p> <p>花苗等の支給は、美化活動を行う団体と協議の上、必要な回数と支給時期を決めるものとする。</p> <p>5 物品の管理</p> <p>(1) 県は、物品の貸与等を行った数量及び在庫の管理を適宜行うものとする。</p> <p>(2) 県は、物品の貸与等にあたっては、別紙1の貸与等記録簿に必要事項を記載し、保管するものとする。</p> <p>6 返還</p> <p>県は、団体が認定団体でなくなった場合などには、貸与を行った清掃美化用具等を返還させることができる。</p>	<p>(2) 県は、特に必要と認める場合にあつては、(1)に定めのない品目の清掃用具等についても貸与等ができるものとする。</p> <p>(3) 県は、この基準に基づき清掃美化用具の貸与等を受けた団体が再度清掃美化用具の貸与等を願い出た場合は、その理由が活動の実施による清掃美化用具の消耗その他の事由により、再度の貸与等が妥当と判断できる場合に限り、追加貸与等ができるものとする。</p> <p>(4) 花苗の支給にあたっては、活動場所ごとに効果等を勘案の上、花の種類、支給の時期・回数、及び株数を定めるものとする。</p> <p>4 貸与等の時期</p> <p>用具等の貸与は、前記3-(3)による追加貸与を行う場合を除き、原則として1年度につき1回とし、認定手続き後、又は認定の更新手続き後に行うものとする。</p> <p>花苗等の支給は、美化活動を行う団体と協議の上、必要な回数と支給時期を決めるものとする。</p> <p>5 物品の管理</p> <p>(1) 県は、物品の貸与等を行った数量及び在庫の管理を適宜行うものとする。</p> <p>(2) 県は、物品の貸与等にあたっては、別紙1の貸与等記録簿に必要事項を記載し、保管するものとする。</p> <p>6 返還</p> <p>県は、団体が認定団体でなくなった場合などには、貸与を行った清掃美化用具等を返還させることができる。</p>

彩の国ロードサポート用具貸与要領新旧対照表

新	旧
<p><u>附 則</u></p> <p>1 この要領は、平成19年 4月1日から適用する。</p> <p>2 彩の国ロードサポート用具貸与基準（平成14年7月15日制定）は廃止する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和2年3月1日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 この要領は、平成19年 4月1日から適用する。</p> <p>2 彩の国ロードサポート用具貸与基準（平成14年7月15日制定）は廃止する。</p>

彩の国ロードサポート用具貸与要領新旧対照表

新	旧
様式なし	